

大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年3月30日

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第13号

大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前						
（基準日前1箇月以内の退職者等で期末手当を支給されない職員） 第2条（略） (1)（略） アーオ（略） カ 育児休業者（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしている職員のうち大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第13号。以下「育児休業規程」という。）第4条第1項に該当する職員以外の職員をいう。） (2)・(3)（略）					（基準日前1箇月以内の退職者等で期末手当を支給されない職員） 第2条（略） (1)（略） アーオ（略） カ 育児休業者（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしている職員のうち大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第13号。以下「育児休業規程」という。）第2条第1項に該当する職員以外の職員をいう。） (2)・(3)（略）						
別表第4（第16条関係）					別表第4（第16条関係）						
職員		勤務成績				職員		勤務成績			
		特に優秀	優秀	良好	良好でない			特に優秀	優秀	良好	良好でない
特定管理職員以外の職		100分の84.5以上 100分の135以下	100分の74.5以上 100分の84.5未満	100分の64.5	100分の64.5未満	特定管理職員以外の職		100分の83以上 100分の135以下	100分の74.5以上 100分の83未満	100分の66	100分の66未満
特定管理職員	理事級職員及び部長等級職員以外の職員	100分の108.5以上 100分の175以下	100分の96.5以上 100分の108.5未満	100分の84.5	100分の84.5未満	特定管理職員	理事級職員及び部長等級職員以外の職員	100分の99以上 100分の175以下	100分の92.5以上 100分の99未満	100分の86	100分の86未満
備考（略）		（略）	（略）	（略）	（略）	備考（略）		（略）	（略）	（略）	（略）

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。